

○放課後児童健全育成事業に関する本市が定める基準について

「子ども・子育て関連3法」に基づき、国の府省令を踏まえて、旭川市が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は次のとおりとなっています。

1 国の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準省令について

児童福祉法第6条の3第2項に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、児童クラブで適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て支援新制度において、各市町村において、本事業に係る設備及び運営の基準を定めることとなります。（改正児童福祉法第34条の8の2第1項）

国の主な基準は、次のようになっています。

分類	主な基準
従事する者に関する基準	● 放課後児童支援員は、保育士、教諭免許を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
員数に関する基準	● 職員は2人以上配置することとし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
集団の規模に関する基準	● 児童の集団の規模はおおむね40人までとする。 ※40人を超えるクラブは、クラブの分割や複数の集団に分けた対応に努める。
施設・設備に関する基準	● 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用でき、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。
開所日数・時間に関する基準	● 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。
その他の基準	● 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等を定める。

2 本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

国が定める基準から次のとおり上乗せ基準を設けております。

【配置職員について】

国基準	本市基準
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ● 放課後児童支援員としての要件は、保育士等の有資格者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ※補助員の資格要件の規定なし。 ● 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたものを新設。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助員の資格要件は、保育士等の有資格者であることを規定。（当分の間、子育て支援員研修放課後児童コースを修了した者を含む） ● 他は国基準と同様。 ● 放課後児童健全育成事業に従事する支援者の資格を含めた質に関する観点等を考慮し、また、国の改正規定に該当する者が現にいないことから、基準省令に上乘せして規定。

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第9次地方分権一括法案）による放課後児童健全育成事業の基準の見直しについて

放課後児童健全育成事業の「従うべき基準」の見直しについて（児童福祉法）

- ・「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準」について、国で一律に定める「従うべき基準」から地域の実情に応じて市町村が条例を定めることが可能な「参酌すべき基準」に第9次地方分権一括法案により、見直しを行うこととされています。

従うべき基準・・・必ず適合しなければならない基準（異なる内容を定めることは許されない。ただし、従うべき基準以上に基準を定めることは可能。）

参酌すべき基準・・・十分参照しなければならない基準（結果として、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。）

（本市の考え方案）

- ・児童の安全確保には、児童を見守る職員体制の確保が必要である。そのため、突発的な児童の怪我等が生じた場合等に対応する職員のほか、それ以外の児童に対応する者が必要になるなどの理由から支援員を最低基準として2人以上配置することとしている。

こうしたことから、子ども・子育て支援新制度では「量的拡充」と「質の向上」の両輪をもって取組を進めていくこと、さらに今後、本市の放課後児童クラブの質的拡充を目指すことから、従来どおりの基準の取扱いとする。